

中央経済社『税務弘報』 2015 年 5 月号

## 国内課税関係

### —完全支配・支配関係、グループ法人税制、受取配当等の益金不算入

税理士法人トーマツ 公認会計士・税理士 長谷川芳孝

税理士法人トーマツ 公認会計士 小柴正光

#### ESSENCE

平成 27 年度税制改正により受取配当等の益金不算入の見直しが行われ、それまで 100%益金不算入とされていた出資先からの配当が 50%の益金不算入となる例がある。

具体的には出資割合 30%で持分法を適用していた関連会社からの配当は、この事例にあたる。

これまで非課税と考えていた出資先からの配当の 50%が課税されるということを契機に資本関係を見直す企業も出てくるのが想像される。本稿では、法人税法上、保有割合を基準とする制度をまとめ、保有割合を見直す場合に考慮すべき各規定を確認する。

#### 1. 概要

平成 27 年度税制改正では「法人課税を成長志向型の構造に変える」とのコンセプトのもと、法人税率の引下げを打ち出し、対応する課税ベースの拡大を意図した個別制度の改正も単純な財源確保にとどまらず、企業の収益性向上を後押しすることを意図していると解説されている。個別制度の改正の中で実務上、多くの企業に影響がある項目としては、繰越欠損金の単年度あたりの利用制限(80%から段階的に 50%まで利用制限が強化される)、受取配当等の益金不算入の見直しではないだろうか。受取配当等の益金不算入については、改正前においても保有割合に応じてその取扱いが異なるが、平成 27 年度税制改正では、基準となる保有割合を変更するとともに新しい区分を設けている。このように保有

割合によって制度の適用が異なる例は他にもあり、実務上、基準となる保有割合を意識する事例は少なからず存在する。本稿では、保有割合に注目し、法人税制における各種制度の適用の違いを概観していきたい。

なお、本稿執筆時点では平成 27 年度税制改正の内容は平成 26 年 12 月 30 日に与党から公表された税制改正大綱と所得税法等(法人税法を含む)の改正法案をもとにしており、国会審議の行方・政省令等の公表により、内容が異なる可能性がある点には留意が必要である。また、文中における意見に関する部分は筆者の私見であり、筆者の関わる団体・組織の見解ではない。

#### ■保有割合に関する法人税法上の定義

保有割合	定義
100%	・完全支配関係 ・連結完全支配関係
50%超	・支配関係

## ■保有割合を基準とする主な制度

保有割合	関連する個別規定	保有割合に応じて異なる取扱いを有する規定	
		受取配当等の益金不算入	適格組織再編
100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ法人税制（譲渡損益調整、寄附金・受贈益等）</li> <li>中小企業向け特例措置の非適用</li> <li>連結納税制度</li> </ul>	完全子法人株式等	完全支配関係のある法人間
50%超	特定同族会社の留保金課税	—	支配関係のある法人間
33%超	—	関連法人株式等（平成27年度改正以後）	—
25%以上	—	関係法人株式等（平成27年度改正前）	—
20%	企業支配株式等（評価損・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）	—	—
5%	—	非支配目的株式等（平成27年度改正以後）	—

## 2. 保有割合に関する法人税法上の定義

平成 22 年度税制改正によりグループ法人税制が導入された際、法人税法は「支配関係」及び「完全支配関係」の定義を新設した。それまで、連結納税に関連する「連結完全支配関係」を除けば、組織再編税制における適格要件等に関連し、「発行済株式等の全部を保有する」等と表現されていた資本関係が整理された。以下、法人税法で定義される「支配関係」及び「完全支配関係」並びに「連結完全支配関係」について説明する。

### (1) 支配関係

支配関係は大きくは以下の 2 つの区分に応じて定義されている（法法 2 十二の七の五、法令 4 の 2 ①）。

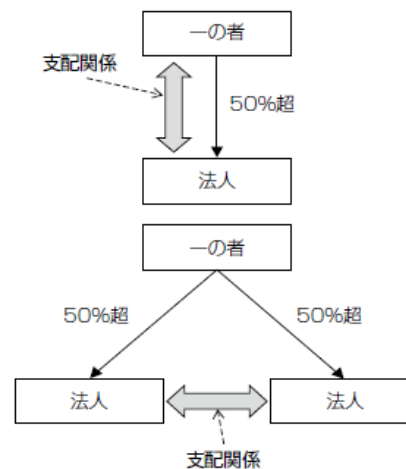
- 当事者間の支配の関係（親子の関係）
- 一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係（兄弟の関係）

それぞれの定義は、一の者が法人の発行済株式等の 50%超を保有する場合における当該一の者と法人との間の関係と定義される「直接支配関係」を基本として、直接支配関係のある当事者の組み合わせで説明される。

親子の関係は直接支配関係のある当事者同士であり、兄弟の関係は直接支配関係のある共通の株主を有する者同士の関係とされる（図表 1）。

一の者と他の法人の二者のみならず、複数の当事者が登場する関係についても、直接支配関係を基本として、以下のように当事者の関係が説明され、これらの関係がある場合にも一の者と他の法人との間に支配関係が認められるとしている。

【図表 1】



- 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の 50%超を保有するとき（共同で保有している場合）
- 一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の 50%超を保有するとき（支配している先が保有している場合）

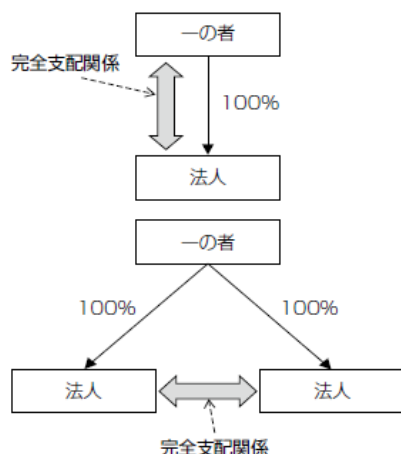
## (2) 完全支配関係

完全支配関係についても支配関係と同様に以下の2つの区分に応じて定義されている(法法2十二の七の六、法令4の2②)。

- 当事者間の完全支配の関係(親子の関係)
- 一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係(兄弟の関係)

それぞれの定義は、一の者が法人の発行済株式等の全部を保有する場合における当該一の者と法人との間の関係と定義される「直接完全支配関係」を基本として、直接完全支配関係のある当事者の組み合わせで説明される。親子の関係は直接完全支配関係のある当事者同士であり、兄弟の関係は直接完全支配関係のある共通の株主を有する者同士の関係とされる(図表2)。

【図表2】



一の者と他の法人の二者のみならず、複数の当事者が登場する関係についても、直接完全支配関係を基本として、以下のように当事者の関係が説明され、これらの関係がある場合にも一の者と他の法人との間に完全支配関係が認められるとしている。

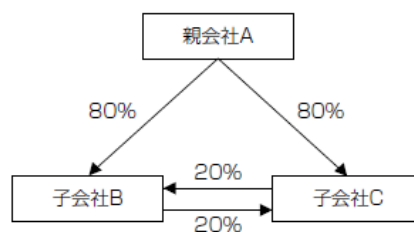
- 一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するとき(共同で保有している場合)
- 一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するとき(完全支配している先が保有している場合)

なお、完全支配関係の場合には、従業員持株会の有する株式や役員・使用人がストックオプションを行使したことによって取得した株式が発行済株式の5%に満たない場合には、当該株式を発行済株式等から除いて完全支配関係を判定することとされている。

## (3) 資本関係がグループ内で完結している場合の完全支配関係

図表3のように3社の間では資本関係が完結していながら、株式の相互保有があるために一方の法人による他方の法人の発行済株式等の全部の保有がない場合に、完全支配関係があると言えるか問題となるが、国税庁の質疑応答事例において「完全支配関係とは、基本的な考え方として、法人の発行済株式のすべてがグループ内のいずれかの法人によって保有され、その資本関係がグループ内で完結している関係、換言すればグループ内法人以外の者によってその発行済株式が保有されていない関係をいうものと解される」とされ、図表3のような資本関係の場合にも完全支配関係を認められるとしている。

【図表3】



(出所) 国税庁ホームページを基に筆者作成

## (4) 連結完全支配関係

連結完全支配関係は、連結納税の承認を受けた法人である連結親法人と連結子法人の関係として、上述の完全支配関係を基本として以下のように定義されている(法法2十二の七の七)。

- 連結親法人と連結子法人との間の完全支配関係(親子の関係)
- 連結親法人との間に完全支配関係がある連結子法人相互の関係(兄弟の関係)

### 3. 保有割合を基準とする主な制度

はじめに保有割合を基準として規定の適用の有無が判断される個別規定について説明し、次に保有割合に応じて異なる取扱いを有する規定について説明する。

#### (1) 保有割合を基準として適用の有無が判断される個別規定

##### ① 完全支配関係(100%):グループ法人税制

法人税法上、支配関係の定義を参照する個別規定は多くないが、完全支配関係の定義を参照する個別規定は多く存在する。その代表的な制度がグループ法人税制である。

グループ法人税制は、法人の組織形態が多様化しており、課税の中立性や公平性等を確保する目的で、平成 22 年度税制改正により導入されたが、その適用の範囲は、上述の完全支配関係のある法人間における取引となっている。

グループ法人税制といった場合、それだけを抜き出して規定が作られているわけではなく、個別規定の中に完全支配関係のある法人間の特殊なケースとして規定されている例が多い。具体的には、後述する中小企業向け特例措置や連結納税制度を除くと、主に以下のような制度がある。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 100%グループ内の法人間の資産譲渡等</li><li>• 100%グループ内の法人間の寄附</li><li>• 100%グループ内の法人間の現物配当</li><li>• 100%グループ内の法人からの受取配当等の益金不算入</li><li>• 100%グループ内の法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益</li></ul> |
|--|

本稿はグループ法人税制の解説を目的とするものではないため、それぞれの制度の説明は割愛するが、グループ法人税制は完全支配関係のある法人間においては納税者の意思にかかわらず適用されるという点が、納税者の申請によって開始される連結納税と大きく異なる。別の表現を用いれば、グループ法人税制の適用の有無は資本関係のみによって決まると言える。

##### ② 完全支配関係(100%):中小企業向け特例措置の非適用

完全支配関係は中小企業向けの特例措置にも影響がある。法人税法上、期末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人を対象に、中小企業向けの特例措置が用意されており、主な特例は次のとおりである。

###### • 軽減税率

各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の部分について軽減された法人税率が適用される(法 66)

###### • 特定同族会社の留保金課税の非適用

特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合に、当該超過額に対して特別税率が適用されるが中小法人については非適用としている(法 67)

###### • 貸倒引当金の法定繰入率

一括評価金銭債権に対して事業の区分に応じた法定繰入率を乗じた金額の貸倒引当金繰入額の損金算入が認められる(法 52)

###### • 交際費等の定額損金算入枠

年 800 万円以下の交際費等については全額損金算入が認められる(措法 61 の 4)

###### • 繰越欠損金の単年度あたりの利用

制限なく単年度所得に相当する金額に達するまで繰越欠損金の損金算入が認められる(法 57)

###### • 欠損金の繰戻還付

大法人向けに適用が停止されている欠損金の繰戻還付が適用される(法 80、措法 66 の 13)

ただし、期末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人であっても、大法人(資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人)との間に当該大法人による完全支配関係がある場合には、上記の中小企業向け税制が適用されない。

##### ③ 完全支配関係(100%):連結納税制度

連結納税制度は、企業グループが一体として運営されている実態に着目し、企業グループ内の個々の法人の損益を集約することにより、企業グループを 1 つの法人であるかのように捉えて課税する制度である。

連結納税制度の採用は納税者の申請によって始まるものであるが、ひとたび連結納税を採用すると連結完全支配関係のある子法人については、連結納税への加入を選択することはできず、強制的に連結納税に取り込まれることになる。

#### ④ 50%超:特定同族会社の留保金課税

株主等の1人及びその同族関係者等で、その保有割合が50%超となる会社のうち一定のもの(特定同族会社)においては、留保金額から以下に定める留保控除額を控除した残額に対して、通常の課税所得に対する法人課税に加え、特別税率による課税が行われる(法法67)。

##### 〈留保控除〉

次のうち、最も多い金額
• 所得等の金額の40%に相当する金額
• 年2,000万円
• 利益積立金額が資本金の額又は出資金の額の25%に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分に相当する金額

本規定は、期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人には適用されないこととなっているが、期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人)との間に当該大法人による完全支配関係がある場合には、非適用とならない(適用される)。

#### ⑤ 20%:企業支配株式等

法人税法では保有割合20%を基準に企業支配株式等として保有割合20%未満の株式と取扱いを分けている。具体的には、有価証券の評価損の計上に関連する法人税基本通達に「企業支配株式等の時価」(法基通9-1-15)の考えが示されている。

同通達の逐条解説によると「法人が他の会社を経営的に支配する手段としてその会社の株式を取得する場合には、その株式の通常の価額を超える価額でこれを取得する事例があるが、この一見非経済的とみられる行為は、実際には企業支配という経済的実質に着目して行われるのが通常である」とされ、企業支配株式等の時価については、通常の価額に企業支配に係る対価の額を加算した金額とされている。

この場合の企業支配株式等とは、法人税法119条の2第2項2号で発行済株式等の20%以上を保有する場合のその株式(満期保有目的等有価証券の2類型のうちの1つ)と定義され、銘柄ごとに算出することとされる有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出時に、他の銘柄と区分することされている(法令119の2①)。

なお、企業支配株式等(満期保有目的等有価証券のうち発行済株式等の20%以上を保有する株式等)からその他有価証券への区分変更、若しくはその逆の区分変更は、帳簿価額により譲渡が行われたものとして扱われる(法令119の11②)ため、保有割合の変更によって区分が変わった場合であっても、一単位当たりの帳簿価額の算出をする上での銘柄区分と、時価算出の際に企業支配対価の考慮の要否が変わるのみであり、そのこと自体が課税所得を生じさせるものではない。

#### (2) 保有割合に応じて異なる取扱いを有する個別規定

##### ① 受取配当等の益金不算入

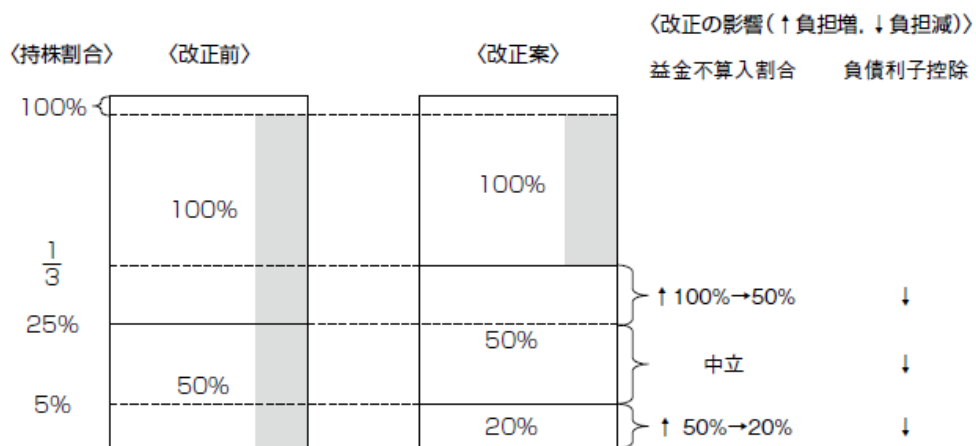
受取配当等の益金不算入については、まず平成27年度税制改正による変更点から確認したい。改正の主な内容は以下のとおりである。

なお、当該改正は内国法人からの配当に関連した制度についてのもので、外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度(法法23の2)の適用のメルクマールである「25%以上」については改正の対象とはなっていない点を念のため申し添える。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 支配目的の株式等への投資については、税制が企業グループの構築に影響を及ぼすことのないよう配慮しつつ、100%益金不算入となる持株割合の基準を改正前の「25%以上」から「3分3分の1超」へと引き上げる。</li><li>• 支配目的が乏しい株式等への投資は、債券投資等の他の投資機会との均等性に配慮し、益金不算入割合を引き下げることとし、持株割合が5%5%以下の場合は、改正前の「50%益金不算入」から「20%益金不算入」とする。</li><li>• 持株割合が3分3分の1以下の株式からの配当について、負債利子控除を廃止することで、企業の負担を軽減する。</li></ul> |
|---|

以上を図示すると図表 4 のとおりである。

【図表 4】



(出所) 財務省資料を基に筆者作成

平成 27 年度税制改正以後は、受取配当等の益金不算入は保有割合に応じて図表 5 のように扱われる。

【図表 5】

保有割合	定義	益金不算入割合	負債利子控除
100%	完全子法人株式等 (*1)	100%	なし
3分の1超, 100%未満	関連法人株式等		あり
5%超, 3分の1以下	その他の株式等 (*2)	50%	なし
5%以下	非支配目的株式等	20%	

(※1) 配当等の計算期間を通じて完全支配関係があることが求められる。

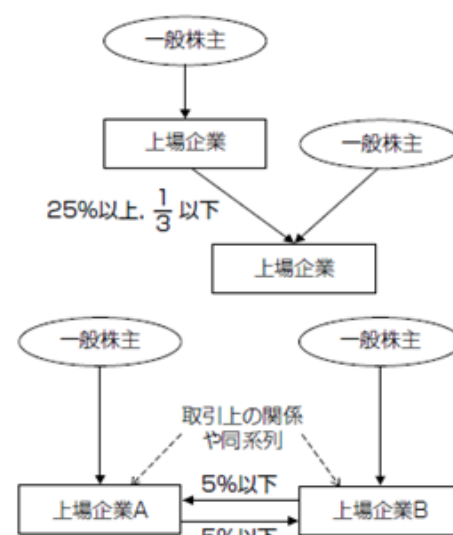
(※2) 法人税法上は同名称で定義されているわけではないが、他との区分の便宜上、本稿ではこのように表現する。

実務上は、図表 6 のように子会社上場等を経て、上場企業に対して 25%以上、3分の1 以下の出資をしているという例は多いと考えられ、また、取引上の関係や歴史的に同系列とされる企業同士が安定株主として 5%以下の割合で株式を保有する例も多いと考えられる。

前者は平成 27 年度税制改正によって受取配当等の益金不算入割合が 100%から 50%に縮小され、後者は同割合が 50%から 20%に縮小されるため、

その影響が大きい場合には、資本関係・配当を含む資金還流の方針の見直しを迫られる例はありと考えられる。

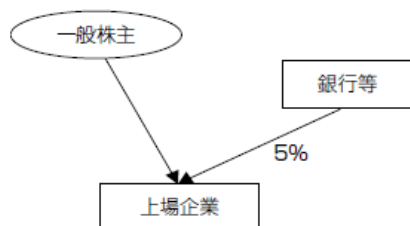
【図表 6】



また、銀行が銀行法の求めに応じて 5%以下の保有としている株式からの配当については、益金不算入割合が 50%から 20%へと縮小され、受取配当等の金額から対応する負債利子等を控除する必要はなくなるが、益金不算入割合の縮小は大きな影響があると言える(図表 7)。

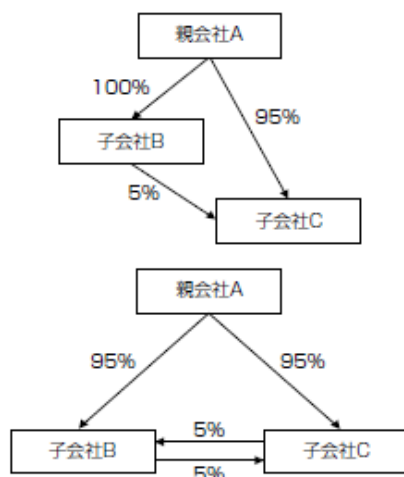


【図表 7】



非支配目的株式等は発行済株式等の5%以下を有する場合の株式等と定義されるが、完全子法人株式等は除かれているため、図表8のように完全支配関係のあるグループ内において、子会社Bの有する子会社Cの株式等については、5%の出資割合ではあるが、配当等の計算期間を通じて完全支配関係がある場合には、完全子法人株式等に該当するものと考えられる。

【図表 8】



② 組織再編税制

組織再編税制は平成13年度税制改正によって導入された制度であり、すでにお馴染みの制度と言えるので、詳細な説明は加えないが、適格組織再編は原則として以下の3つの区分に応じて適格要件を定めており、支配関係及び完全支配関係は、組織再編税制との関連が深い。

- 完全支配関係のある法人間の組織再編
- 支配関係のある法人間の組織再編
- 共同で事業を営むための組織再編

組織再編税制は、誤解を恐れずにひとことで表現すれば、組織再編行為を適格組織再編と非適格組織再編に分け、適格組織再編の場合には、原則として、資産及び負債を税務上の帳簿価額によって他の法人に移転することを認める制度と言える。

帳簿価額によって資産及び負債を他の法人に移転することは、含み損益をも他の法人に移転することを意味する。含み損益が他の法人に移転することを無制限に認めると租税回避に繋がりがねないので、一定の場合には、含み損や繰越欠損金の利用制限が課されるが、グループ法人税制において、資産の譲渡損益が譲渡法人において繰り延べられ、一定の事由が生じた場合には、その繰り延べられていた譲渡損益が譲渡法人において認識される点は、適格組織再編のもとでの帳簿価額による資産の移転と大きく異なる点である。

[Profile]

**長谷川 芳孝(はせがわ よしたか)**

公認会計士・税理士

税理士法人トーマツ

M&A/組織再編サービス パートナー

監査法人トーマツを経て税理士法人トーマツへ入所し現在に至る。Deloitte Tax LLP ニューヨーク事務所への2年半の駐在を含め、20年以上にわたり国内外の企業に対して税務アドバイスを行ってきている。著書に『持株会社の法律・会計税務と経営』(共著、1998年、清文社)、『三角合併解禁後のM&Aの税務』(2007年、中央経済社)、『新版M&A統合型財務デューデリジェンス』(共著、2010年、清文社)、『M&Aセミナー』(共著、2013年、商事法務)等がある。

**小柴 正光(こしば まさみつ)**

公認会計士

税理士法人トーマツ

M&A/組織再編サービス シニアマネジャー

監査法人トーマツ・事業会社を経て税理士法人トーマツへ入所し現在に至る。Deloitte アムステルダム事務所への4年半の駐在を含め、12年以上にわたり国内外の企業に対して税務アドバイスを行ってきている。著書に『M&Aを成功に導く税務デューデリジェンスの実務』(共著、2008年、中央経済社)等がある。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。